

Q&A

総括情報部/商工労働部 中小企業支援課

No.	質問	回答
1	休業要請等区域内に対象の店舗を複数有していますが、店舗の数×休業協力金（20万円）は支給されますか。	いいえ、複数店舗を営業していても、運営している1事業者に1回のみでの支給となります。
2	本店・本社が沖縄県外の場合でも、沖縄県内の対象地区に店舗があれば、休業協力金（20万円）や営業時間短縮協力金（10万円）の対象になりますか。	はい、対象になります。 なお、8月5日に追加して休業要請を行った宮古島市平良西里・平良下里、石垣市美崎町については、接待・接触を伴う飲食店等に対する休業要請のみを実施しており、その他の飲食店に対する営業時間短縮の要請は行っておりません。
3	那覇地区で通常の営業時間が朝10時から夜19時までの飲食店ですが、営業時間短縮協力金（10万円）の支給対象となりますか。	いいえ、対象になりません。 （通常の営業時間が、そもそも朝5時から夜22時までの範囲内であれば、営業時間短縮とはみなされず、営業時間短縮協力金（10万円）の対象になりません。） （参考） ・例えば、通常の営業時間が15時から夜23時までの飲食店が、夜22時に閉店する場合や全日休業する場合は、営業時間短縮協力金の対象となります。
4	営業時間の短縮ではなく、完全休業した場合、営業時間短縮協力金（10万円）の支給対象となりますか。	はい、支給対象となります。
5	県の要請に協力して休業（営業時間短縮）したことは、どのように確認するのですか。	後日ご案内する営業時間短縮協力金の受付要項において、確認資料として写真等を提出できるよう、店舗入口等への休業期間（営業時間の短縮）のお知らせに関する張り出しや、ホームページ等への掲載の写しの提出をお願いする予定です。
6	運営している施設の一部が要請対象施設になっている場合、休業要請や営業時間短縮の要請の対象となりますか。（例：ホテル内にある接待を伴う飲食店やバー等）	はい、休業要請や営業時間短縮の要請の対象になります。 なお、宿泊客のみを対象とする食事提供施設は対象外となります。
7	那覇市松山地区の居酒屋は、休業要請の対象になりますか。	那覇市内（松山地区含む）の居酒屋は、休業要請の対象ではなく、営業時間短縮の要請対象となっています。 なお、8月5日に追加して休業要請を行った宮古島市平良西里・平良下里、石垣市美崎町については、営業時間短縮の要請は行っておりません。
8	居酒屋を夜22時で閉店して、その後テイクアウトサービスのみを続けた場合、営業時間短縮協力金（10万円）の対象になりますか。	はい、居酒屋の通常の営業時間を短縮し、夜22時までに閉店していれば、営業時間短縮協力金（10万円）の対象となります。
9	那覇市内のカラオケボックスは、営業時間短縮の要請対象及び営業時間短縮協力金（10万円）の支給対象になりますか。	食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得し、飲食の提供を行う営業形態であれば、営業時間短縮の要請対象になるので、この場合、通常の営業時間を短縮し、朝5時から夜22時までの範囲内の営業とすれば、営業時間短縮協力金（10万円）の支給対象となります。
10	「ガールズバー」は休業要請の対象及び営業時間短縮協力金（10万円）の支給対象になりますか。	店舗名によらず、その営業形態により風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）第2条第1項第1号（キャバクラ等）及び同条第7項（デリヘル等）並びに同条第11項（ライブハウス、ダンスホール等）に規定される営業を行っている施設が、休業要請の対象となります。

11	休業要請の対象は那覇市松山地区だけとなりますか。	那覇市松山1丁目と2丁目に加え、宮古島市平良西里・平良下里、石垣市美崎町に所在する接待・接触を伴う飲食店等についても8月5日に休業要請を行っております。 宮古島市、石垣市の休業要請の対象期間は、8月7日(金)から8月20日(木)となります。
12	接待を伴う飲食店(No.11に規定する風営法に規定される営業を行っている施設「例:キャバクラなど」)が休業せずに、夜の営業時間から昼の営業(例:昼から夜22時までは閉店)に切り替えた場合、営業時間短縮協力金(10万円)の支給対象となりますか。	ご質問の事例は接待を伴う飲食店のため、休業要請の対象となりますが、営業時間短縮要請は対象外となります。 よって、営業時間短縮協力金(10万円)は支給対象外となります。
13	那覇市内の飲食店について、例えば、日曜日～木曜日の営業時間は夜22時まで、金・土曜日の営業時間は夜24時までの場合、金・土の営業時間を夜22時までの営業とすれば営業時間短縮協力金(10万円)の支給対象となりますか。	ご質問のように、曜日によって営業終了時間が異なる形で普段から通常営業している店舗については、そのうち夜22時以降も営業していた曜日について、夜22時以前までの営業に短縮いただければ、営業時間短縮協力金の対象となります。
14	全ての「ライブハウス」は、対象地区内であったら休業要請の対象となりますか。	風営適正化法第2条第11項に規定される特定遊興飲食店営業(深夜零時以降も営業するもの)として許可を受けたライブハウスが今回の休業要請の対象となります。